

令和5年度伊達地方消防組合職員採用候補者試験実施要項

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	消防吏員
採用予定人員	若干名

2 受験資格（学歴は問いません。）

平成10年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、自動車運転免許の普通免許（オートマチック車限定を除く。）取得者又は取得見込みの者、並びに採用後に伊達地方消防組合管内市町に居住することができる者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 伊達地方消防組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

イ 消防適性検査

消防吏員として適応性の検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び作文による試験を実施するほか、次の検査を行います。

ア 身体検査（持参方式）

消防吏員として必要な身体を有するかどうかについての検査を行います。

イ 体力検査

職務遂行に必要な体力を検査します。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表方法
第1次試験	令和4年 9月18日(日)	受付 9:00～ 9:30 教養試験 10:00～12:00 消防適性検査 12:15～12:50	ふくしま中町会館 (福島市中町7番17号)	令和4年10月中旬頃伊達地方消防組合消防本部掲示板に掲示するほか、合否にかかわらず受験者に通知します。
第2次試験	令和4年 11月中旬頃	第1次試験合格者に対して別途通知します。		令和4年12月中旬頃伊達地方消防組合消防本部掲示板に掲示するほか、合否にかかわらず受験者に通知します。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に伊達地方消防組合管理者が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、伊達地方消防組合の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、伊達地方消防組合消防本部総務課で交付します。また、消防組合ホームページからダウンロードすることもできます。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「採用試験申込用紙請求」と書いて、120円切手をはった宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

ア 申込用紙に必要事項を記入して、伊達地方消防組合消防本部総務課に提出してください。

申込書を郵送する場合は84円切手をはった宛先明記の返信用封筒（長型3号）を同封し、その表に赤で「採用試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。

イ 受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）1枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真がはっていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間（土曜、日曜を除く）

令和4年7月11日（月）から同8月12日（金）まで（受付は午前8時30分から午後5時15分まで伊達地方消防組合消防本部総務課で行います。）

郵送による申込書提出の場合は、8月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、伊達地方消防組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1か月間	伊達地方消防組合 消防本部総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) この試験に関し不明な点は、消防本部総務課（電話 024-575-0180）にお問い合わせください。